

福島県郡山合同庁舎整備基本設計・実施設計業務委託

公募型プロポーザル募集要領

1 目的

福島県郡山合同庁舎本庁舎は、昭和5年（1930年）に建設され、築後90年が経過し、老朽化、狭あい化が進み、増大した行政需要に応じきれず、県民の利便性や安心・安全の確保という観点から多くの課題を抱えています。

そこで福島県では、「郡山合同庁舎整備方針」、「郡山合同庁舎基本構想」及び「福島県郡山合同庁舎整備基本計画」（以下「基本計画という。」）を策定し、これからの合同庁舎に求められる機能を整理するとともに、SDGsの理念を踏まえながら、大規模災害の頻発化、新型コロナウイルス感染症の流行、行政事務効率化（働き方改革やデジタル化）及び地球温暖化対策の更なる推進といった近年の社会環境の変化に対応できる庁舎とするために必要な諸条件を検討し、新たな庁舎を整備することとしました。

こうした中、福島県郡山合同庁舎整備基本設計・実施設計業務委託の設計者選定に当たっては、新庁舎に求められる機能を十分に理解し、設計に反映できる優れた技術力や創造力を有する設計者を広く募集する必要があることから、公募型プロポーザル方式による選定を実施します。

2 業務の名称

福島県郡山合同庁舎整備基本設計・実施設計業務委託

3 設計者選定方式

公募型プロポーザル方式

4 履行期限

契約締結の日から19箇月程度を想定

5 主催及び事務局

- (1) 主催 福島県
- (2) 事務局 福島県総務部施設管理課

6 事業の概要

当施設については、以下の内容を予定しております（今後、変更の可能性がります）。

- (1) 施設名称 福島県郡山合同庁舎
- (2) 主要用途 事務所（建築基準法施行規則）
- (3) 建設予定地 福島県郡山市南一丁目9-4
- (4) 施設計画

- ① 施設構成 現在の郡山合同庁舎の廃止に伴う別敷地への新築
- ② 主要施設
 - ・庁舎棟
 - ・車庫棟 約 50 台程度
 - ・駐車場 約 600 台程度
- ③ 施設定員 435 名程度（会議室所要人数を除く）
- ④ 延床面積 庁舎棟：10,500 m²程度、車庫棟：1500 m²程度
- ⑤ 構造 建築基準法等関係法令に適合する構造
- ⑥ 階数 庁舎棟：3～6 階建て、車庫棟：平屋建て
- ⑦ 工事費 約 80 億円
(工事費（建築・電気・機械・外構）、消費税を含む)
- ⑧ 全体工程
(予定) 令和 3 年度 基本・実施設計
令和 5 年度 建築工事着手
令和 8 年度 供用開始

(5) 建設敷地

- ① 敷地面積 約 30,290 m²
- ② 前面道路
 - ・南側：約 50m（市道郡山南中央線）
 - ・西側：約 27m（市道郡山南 2 号線）
- ③ 都市計画
 - ・都市計画区域（市街化区域・準工業地域）
 - ・準防火地域
 - ・郡山南拠点地区計画（シビックゾーン）
- ④ 周辺環境
 - ・JR 東北本線安積永盛駅から北へ約 1.5km、JR 郡山駅から南へ約 3.5km に位置し、県道 17 号線に近接している。
 - ・郡山南拠点地区計画内に位置し、周辺は商業施設等が立ち並ぶ。北西側に商業施設が隣接しているため日照に配慮する。東側は JR 線路敷きとなっている。
- ⑤ その他
 - ・建設エリアは概ね平坦であり、大規模な造成工事は不要である。西側道路から概ね 30cm から 1m 程度高くなっている。
 - ・敷地南東部約 1,886 m²は埋蔵文化財の保存地区（荒井猫田遺跡）に指定されており 1m 以深の掘削不可である。
 - ・駐車場は閉庁時にビッグパレットふくしまの来場者も利用できる計画とする。

(6) 基本計画の改訂について

基本計画は SDGs の理念を考慮しながら、近年の社会環境の変化（大規模災害の頻発化、新型コロナウイルス感染症の流行、行政事務効率化（働き方改革やデジタル化）及び地球温暖化対策の更なる深化）を踏まえた改訂を行っており、令和 3 年度に完成予定です。

改訂に反映する庁舎整備の方針については本プロポーザル関連資料の「近年の社会環境の変化に対応する庁舎整備の方向性について」に示していますので、当該施設整備に当たっての基本的な考え方は「基本計画」及び「近年の社会環境の変化に

対応する庁舎整備の方向性について」によるものとします。

(7) 関連資料

建設予定地エリア及び整備計画概要等の詳細は、以下の資料を参照してください。
本資料は、事務局のホームページからダウンロードすることができます。

- ① 別図1 位置図・付近見取り図
- ② 別図2 敷地図（全体図）
- ③ 別図3 敷地現況写真
- ④ 別図4 現郡山合同庁舎見取り図
- ⑤ 資料1 「福島県郡山合同庁舎整備基本計画」
- ⑥ 資料2 「近年の社会環境の変化に対応する庁舎整備の方向性について」
- ⑦ 資料3 技術提案に関する補足資料
- ⑧ 資料4 地質調査データ（H10）

(8) 現地見学

現地見学のため建設予定地に立ち入ることを可としますが、路上駐車等により周辺施設の関係者に迷惑がかからないよう配慮してください。

7 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルへの参加者は、以下の課題について提案してください。

(1) 県民の利便性向上及び快適な執務空間の確保に関する提案

- ・本施設は、県の行政機関として県民に密接な業務を行う出先機関が入居する庁舎です。そのため、来庁者にとってわかりやすく、スムーズに行政サービスを受けられる環境が求められます。
- ・また、本計画地は郡山南拠点地区計画において、「シビックゾーン」に位置付けられており、隣接するビッグパレットふくしまと併せ、行政、文化、交流機能等の公益的施設の立地が計画されている場所です。
- ・このため、本地域にふさわしい、県民交流の促進と来庁者・職員にとって、利便性・機能性の高い施設のあり方を提案してください。

(2) 県民の安全・安心の拠点となる庁舎のあり方に関する提案

- ・本施設は災害対策地方本部としての機能を有しており、大災害時の迅速な対応活動が可能となる高い防災機能を備える必要があります。
- ・建物耐震性に加え、大雨等の浸水対策や防災拠点として必要なライフラインのバックアップにより非常時における庁舎としての機能を継続して維持することが必要とされます。
- ・このため、大災害時においても、来庁者や職員の安全性を確保するとともに、行政機能が継続的に維持できる県民の安全・安心の拠点となる庁舎としてのあり方を提

案してください。

(3) 人にやさしく、環境に配慮した庁舎のあり方に関する提案

- ・本施設は、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、すべての人に配慮したユニバーサルデザインの施設とする必要があります。
- ・また、2050年カーボンニュートラルの実現、地球温暖化対策の更なる推進に向け、省エネルギー化や再生可能エネルギーの積極的な導入によってエネルギー自立度を高め脱炭素化の取組を推進すると共に、県産材や自然素材等の積極的な活用により地域環境へ配慮した建築物とすることが求められます。
- ・さらに、持続可能な建築物とするため、計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて環境負荷の低減を図る必要があります。
- ・このため、新庁舎にふさわしいユニバーサルデザイン化の考え方を提案してください。
- ・また、新庁舎の立地環境を踏まえ、温室効果ガスの排出削減等環境負荷低減に配慮した庁舎整備の考え方について費用対効果を検証のうえ、提案してください。

(4) 社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎のあり方に関する提案

- ・本施設は、新型コロナウイルス感染症の流行による「新しい生活様式」、働き方改革及びDX（デジタルトランスフォーメーション）のような社会的ニーズの変化や将来的な行政需要（組織再編等）の変化に柔軟に対応できる庁舎とする必要があります。
- ・また、長く使える県民の財産として、施設の維持管理の容易性を向上させる必要があります。
- ・このため、上記のような社会環境の変化に対応しながら、県民が快適に行政サービスを享受できる環境を継続して確保できる施設のあり方を提案してください。

8 スケジュール

(1) 募集要領及び各種様式等の請求受付期間

令和3年7月12日（月）から令和3年9月10日（金）

(2) 「参加表明書」及び「技術提案書」の提出に係る「質問書」の受付期間

令和3年7月12日（月）から令和3年7月27日（火）17時まで（必着）

(3) 「質問書」に対する回答

令和3年8月2日（月）

(4) 「参加表明書」の提出期間

令和3年7月12日（月）から令和3年8月6日（金）17時まで（必着）

(5) 「技術提案書」の提出期間

令和3年8月6日（金）から令和3年9月10日（金）17時まで（必着）

(6) 第一次審査

令和3年9月下旬頃

(7) 第一次審査結果発表及び通知

- 令和3年10月上旬頃
(8) 第二次審査及びヒアリング
令和3年10月中旬頃
(9) 第二次審査結果発表及び通知
令和3年10月下旬頃

9 参加資格等

(1) 資格要件

提出者の要件は、評価基準日（令和3年9月10日）において、次の①に掲げる条件をすべて満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

① 設計共同企業体でないもの（1者で提案する場合）

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 評価基準日（令和3年9月10日）に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- エ 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- オ 延床面積4,000㎡以上の建築物（工場、車庫、倉庫、ショッピングセンター、競技場を除く。）の実施設計実績を有する者であること。
 - ※1 実施設計実績とは、過去15年間の国内における業績で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。
 - ※2 増築又は改築の場合の実績については、当該増改築部分に限る
 - ※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。
- カ 管理技術者は1名とし、意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当主任技術者（以下「各担当技術者」という。）との兼務は認めない。
- キ 管理技術者及び各担当技術者の資格要件は、以下のとおりとする。

なお、構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。

- ・管理技術者 : 一級建築士
- ・意匠・構造担当技術者 : 一級建築士
- ・電気設備・機械設備担当技術者 : 一級建築士又は建築設備士

② 設計共同体（設計JV）

- ア 2者又は3者で構成する設計共同体であること。
- イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①ア～オの全ての要件を満たす者であること。
- ウ 管理技術者は代表構成員から配置すること。

- エ 構成員は、①ーア～エまでに掲げる条件を全て満たす者であること。
- オ 設計共同体として、①ーカ及び①ーキの要件を満たす者であること。
- カ 設計共同体協定書（以下「JV 協定書」という。）を締結している者であること。
- キ JV 協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。
 - ・JV 構成員に関すること
 - ・構成員が分担する業務の内容に関すること
 - ・業務が適切に分担されていること（一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）
- ク 構成員は本プロポーザルにおいて、①の提案者又は他の設計共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1者1提案とします。

(3) 業務の再委託

- ・専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。）の業務は、建築士法に基づき設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができます。
- ・再委託事務所の所在地については制限を設けません。
- ・この再委託事務所は、(1)ー①ーア～エの資格要件を満たし、本プロポーザルにおける参加資格を有しないこととします。
- ・建築士法に基づかない設計業務（積算・土木設計業務）を再委託する場合は、(1)ー①ーエの資格要件を満たす必要はありません。
- ・本プロポーザルの公告日から第二次審査結果発表（通知）までの間に、再委託事務所が 14-⑦及び 14-⑨に抵触した場合は、参加者から提出のあった提案書を無効とします。
- ・建築士法に基づく設計業務を補助する業務の委託は、本項再委託の対象外となるため、当該業務の受託予定者（以下「協力者」という。）は、提出書類（様式3-2）に記載しないでください。
- ・協力者についても、(1)ー①ーア～ウの資格要件を満たす必要があります。

10 募集要領等の配付

(1) 配付期間

令和3年7月12日（月）から令和3年9月10日（金）
（窓口の配付は、閉庁日を除く9時から17時までとなります）

(2) ウェブページからの取得

本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、福島県総務部施設管理課のホームページからダウンロードすることができます。

【URL】 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135d/nyusatsu-proposal.html>

(3) ウェブページ以外からの取得

① 窓口での配付

電子データ保存用の媒体（未使用のDVD-R）を以下により事務局（本要領 23 に記載。以下同じ。）まで持参してください。

② 郵送による配付

電子データ保存用の媒体（未使用のDVD-R）を以下により事務局まで送付してください。

- ・申請封筒：「福島県郡山合同庁舎整備基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル募集要領等請求用封筒在中」と明記すること
- ・同封物：電子データ保存用の媒体（未使用のDVD-R）
返信用封筒（DVD-R 対応のサイズとし所定の郵便切手を貼付）
- ・郵便種別：一般書留又は簡易書留郵便
- ・その他：配付期間内に消印があるものを有効とします。

(4) プロポーザルに使用する様式

本プロポーザルにおいて使用する様式は、次のとおりです。
詳細は「別紙1 提出書類作成説明書」を参照してください。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 参加表明書 | 様式1 |
| ② 主要業務実績 | 様式2 |
| ③ 管理技術者・主任技術者 | 様式3-1-1、様式3-1-2 |
| ④ 再委託事務所 | 様式3-2 |
| ⑤ 技術提案提出書 | 様式4 |
| ⑥ 技術提案書 | 様式5 |
| ⑦ 質問書 | 様式6 |
| ⑧ 取組体制説明書 | 様式7 |
| ⑨ 業務報告書 | 様式8 |

1.1 質問書

(1) 質問書の提出

① 提出様式

質問書（様式6）

② 提出方法

持参、郵送、電子メールいずれかの方法により事務局まで提出してください。

③ 提出期限

令和3年7月12日（月）から令和3年7月27日（火）17時まで（必着）

※1 電子メールの場合は、電話連絡により着信を確認してください。

※2 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

(2) 質問に対する回答

① 回答日

令和3年8月2日（月）

② 回答方法

福島県総務部施設管理課のホームページに回答書を掲示します。
また、事務局において配布することもできます。

【URL】 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135d/nyusatsu-proposal.html>

1 2 参加表明書

(1) 提出様式

- ① 参加表明書 様式 1
- ② 主要業務実績 様式 2
- ③ 管理技術者・主任技術者 様式 3-1-1、様式 3-1-2
- ④ 再委託事務所 様式 3-2
- ⑤ その他

- ・設計共同体的場合は、①～③のほか、JV協定書の写しを提出してください。
- ・JV協定書(例)の第8条第2項で記載している「設計共同体的分担業務額に関する協定書(写し)は、契約締結後7日以内に提出となります。
- ・詳細は、「別紙1 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

事務局まで持参又は郵送してください。

(3) 提出期限

令和3年7月12日(月)から令和3年8月6日(金)17時まで(必着)

- ※ 郵送は提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

(4) その他

- ・資格審査において、提出様式の記載内容に疑義が生じたときには、事務局より電話等で問い合わせる場合があります。

1 3 技術提案書

(1) 提出様式

- ① 技術提案提出書(様式4) 1部
- ② 技術提案書(様式5) 9部
- ③ その他

- ・技術提案書(様式5)はA3版横合計2枚以内に横書きで記載する。
- ・二次審査のヒアリングを要請された参加者(以下「ヒアリング要請者」という)は、「取組体制説明書(様式7)」「業務報告書(様式8)」を指定日までに事務局に提出してください。
- ・ヒアリング用の新たな資料の配布及び提案等は認めません。
- ・詳細は「別紙1 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

事務局まで持参又は郵送してください。

(3) 提出期間

令和3年8月6日（金）から令和3年9月10日（金）17時まで（必着）

※ 郵送は提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

1.4 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出のあった技術提案書を無効とします。なお、提出期限の遅れによる無効で、一般書留又は簡易書留による配達記録がない場合の異議は、一切受け付けません。

- ① 提出者が本要領9に定める設計者に付した条件を満たしていない場合。
- ② 同一参加者が2つ以上の技術提案書を提出した場合
- ③ 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合しない場合。
(参加資格及び技術提案書の確認書類が添付されていない場合を含む。)
- ④ 技術提案書の作成様式及び作成要領に示された条件に適合しない場合。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 技術提案書の提出から契約までの間に、様式3-1に記載した管理技術者、主任技術者が本業務に携わることが困難となった場合。
(病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。)
- ⑦ 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑧ 第二次審査当日のヒアリングに出席しなかった場合
- ⑨ 取組体制説明書(様式7)に記載された者の中で、審査委員が関係する建築士事務所に所属する者がいる場合。

1.5 選定方針

本プロポーザルの審査は、第一次及び第二次審査の二段階方式で行います。各審査における評価項目は「別紙2 各審査における評価項目等」のとおりです。

(1) 第一次審査

応募者の中からヒアリング要請者を5者程度選定します。

(2) 第二次審査

要請者からヒアリングを行い、最優秀及び次点各1者を選定します。

1.6 ヒアリング

第二次審査で行うヒアリング要請者からのヒアリングは、以下により実施します。

(1) 実施日等

- ① 日 時 令和3年10月中旬頃（予定）
- ② 場 所 後日指定（ヒアリング要請にあわせて通知します。）

(2) 実施方法

- ① ヒアリングは公開で実施します。
- ② 管理技術者は必ず出席してください。

- ③ ヒアリング要請者側の出席は、管理技術者を含め3名以内とします。
- ④ ヒアリング要請者及びその関係者が、他のヒアリングを傍聴することは認めません。
- ⑤ ヒアリング要請者には、技術提案書（様式5）の趣旨等の説明及び審査委員からの質疑への回答を求めます。
- ⑥ 技術提案書（様式5）の内容を拡大した投射（パワーポイント等）は可能とします。（その他説明資料の追加はできません）
- ⑦ ヒアリング要請者には、ヒアリング参加報酬として1者あたり20万円を支払います。（ヒアリングに出席しなかった場合を除く。）
- ⑧ その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。
- ⑨ 上記の実施方法を変更するときは、全てのヒアリング要請者の同意を得た上で改めることとします。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症対策として、ヒアリングをWEB会議方式で実施する場合があります。その場合の実施方法については、ヒアリング要請時にお知らせします。

1.7 審査委員会

本プロポーザルにおいては、次の委員で構成する「福島県郡山合同庁舎整備基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、厳正かつ公平な審査を行います。

千葉 学	東京大学大学院工学研究科教授
伊香賀 俊治	慶應義塾大学理工学部教授
柴崎 恭秀	会津大学短期大学部産業情報学科デザイン情報コース教授
佐々木 康文	福島大学人文社会学群行政政策学類教授
飯沼 秀敏	福島県総務部施設管理課長
熊田 昌由	福島県県中地方振興局企画商工部長
田母神 秀顕	福島県土木部営繕課長

※行政職員は、人事異動により変更となる場合があります。

1.8 審査結果

審査結果は、第二次審査により最優秀及び次点各1者が決定した後、ヒアリング要請者に通知します。なお、事務局のホームページには契約を締結した後に公表します。

1.9 技術提案書の取扱

参加者から提出された技術提案書は、次の各号のとおり取り扱います。

- ① 提出された技術提案書は返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- ③ 技術提案書に虚偽の記載をして無効とされた場合は、その者に対して入札参

加制限措置を行うことがあります。

- ④ 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。
- ⑤ 技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き当該第三者の承諾を得ておくものとします。
(本件に関する責は、全て使用する参加者に帰すものとします。)
- ⑥ 技術提案書は、全て事務局のホームページにおいて公表します。
(ヒアリング要請者以外の技術提案書は、参加者の名前を伏して公表します。)
- ⑦ 主催者が、提案に関する説明、展示その他必要と認めるときは、当該技術提案書を無償で使用できるものとします。

20 設計業務の契約

(1) 契約の方法

福島県は、最優秀に選定された者を設計候補者とし、福島県財務規則に基づく契約交渉を行います。ただし、9-(1)-①ア～エの条件を満たさない場合は、当該候補者とは契約を締結せず、次点の者を設計候補者とします。

(2) 業務内容

本施設の新築及び外構整備等に係る基本・実施設計

(3) 設計期間(履行期限)

契約締結の日から19箇月程度を想定

(4) その他

工事監理業務を委託する場合は、本業務の受託者と随意契約を行う予定です。
なお、その場合も(1)の条件を満たす必要があります。

21 工事の入札参加資格制限

本件業務を受注した者(再委託事務所含む)が、製造業又は建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業又は建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

22 その他

本プロポーザルへの参加に際しては、上記のほか以下の事項に留意してください。

- ① 参加者側の理由で技術提案書の内容が履行できなくなった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。
- ② 技術提案書の内容は発注者側の判断により採否を決定するため、最優秀に選定された場合でも、当該提案内容が実際の設計業務で全て採用されるものではありません。
- ③ 設計委託料は、福島県が定める算定方式(平成31年国土交通省告示第98号に準拠)により算出した金額以内とします。

- ④ 設計業務の契約後は、様式3-1に記載した管理技術者及び主任技術者を変更することはできません（病気、事故、退職等やむを得ない事情の場合を除く。）。
- ※ 工事監理業務を契約した場合も、設計共同体の構成員及び様式3-1に記載した管理技術者、意匠担当主任技術者の変更はできません。
- ⑤ 書類の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定された単位とします。
- ⑥ 本要領で示した日程や実施方法等は、新型コロナウイルス感染症の流行状況等により変更となる場合があります。

2.3 問合せ先（事務局）

このプロポーザルに関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

なお、事務局以外が質問に対する回答や資料提供を行うことはありません。

- ① 事務局：福島県総務部施設管理課
- ② 所在地：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎3階）
- ③ 電話：024-521-7080（直通）
- ④ FAX：024-521-7812
- ⑤ メール：shisetsukanri@pref.fukushima.lg.jp
- ⑥ URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01135d/nyusatsu-proposal.html>